

消費者庁入札等監視委員会 第18回会議 議事概要

| | |
|---------|--|
| 開催日及び場所 | 令和6年 1月 15日 (月) オンライン (Teams) |
| 委員 | 井手 秀樹 (慶應義塾大学名誉教授) 石川 純子 (消費者力支援研究所理事長) 竹内 啓博 (公認会計士) |
| 議事 | ○事業者等における新人向け消費者教育研修業務 ○消費者基本計画に関する調査業務 ○令和5年度消費者意識基本調査 ○「トランポリンパーク等での事故」に係る啓発動画制作 ○サイト差分チェックツール「cervn」のサービス利用 ○その他 |

| | |
|--------------------|--|
| ○案件詳細 | |
| 【競争入札】 最低価格落札方式 | 契約件名：事業者等における新人向け消費者教育研修業務 契約相手：東京弁護士会 契約金額：6,455,000円 契約日：令和5年6月8日 担当課：消費者教育推進課 説明内容：一般競争入札（最低価格）を実施したもの。 |
| 【競争入札】 総合評価落札方式 | 契約件名：消費者基本計画に関する調査業務 契約相手：株式会社シード・プランニング 契約金額：6,930,000円 契約日：令和5年8月15日 担当課：消費者政策課 説明内容：一般競争入札（総合評価）を実施したもの。 |
| 【競争入札】 最低価格落札方式 | 契約件名：令和5年度消費者意識基本調査 契約相手：一般社団法人新情報センター 契約金額：25,080,000円 契約日：令和5年7月21日 担当課：参事官（調査研究・国際担当） 説明内容：一般競争入札（最低価格）を実施し、1者応札となったもの。 |
| 【競争入札】 総合評価落札方式 | 契約件名：「トランポリンパーク等での事故」に係る啓発動画制作 契約相手：株式会社フラッグ 契約金額：9,020,000円 契約日：令和5年9月5日 担当課：消費者安全課（事故調査室） 説明内容：一般競争入札（総合評価）を実施し、1者応札となったもの。 |

| | |
|---|---|
| <p>【随意契約】 性質</p> | <p>契約件名：サイト差分チェックツール「cervn」のサービス利用 契約相手：株式会社キーウオーカー 契約金額：3,009,600円 契約日：令和5年4月3日 担当課：表示対策課 説明内容：特命（企画競争、公募及び不落・不調を除く）による随意契約を行ったもの。</p> |
| <p>委員からの意見・ 質問 それに対する回答 等</p> | <p>別紙のとおり</p> |

別紙

| | |
|---|--|
| 1. 事業者等における新人向け消費者教育研修業務 | |
| 既に消費者庁で作成した教材等を使用して研修を進めるのか。 | 令和4年度に当庁が調達した教材等を使用するが、要望等に応じてカスタマイズするケースもある。 |
| 事前に参考見積を出した事業者が、入札の際に大幅に金額を下げて入札をしてきたようだが、示している仕様に違いはあるのか。 | 提示した仕様書の内容、条件等は特に変えていない。最終的には講座を行う際にオンラインを活用することを想定したことで、人件費が抑えられ、結果的に入札金額が下がったと考えられる。 |
| 2. 消費者基本計画に関する調査業務 | |
| 予定価格に比して契約金額が低いが、十分な事業内容の担保はとれるのか。 | 低入札価格に関するヒアリングを行った上で契約しており、契約しても差し支えないと判断し、契約した。 |
| 仕様書の中で、中間的な進捗状況の報告等は課しているか。 | 報告は課していないが、毎週打合わせを行っており、進捗管理は担当課室でしっかりやっている。 |
| 技術点については、どのような委員会で決めているのか。 | 技術等審査委員会を開催し、各事業者の技術等提案書を審査し、技術点を決定している。 |
| もし成果物に課題を感じるのであれば、事後評価として価格点と技術点の配分を案件ごとにきちんと検討していただきたい。 | |
| 3. 令和5年度消費者意識基本調査 | |
| 契約事業者が去年と同じだが、これは調査の性質上、他の事業者の参入障壁が高いのか。 | 調査方法が要因ではなく、期間や人員の確保等の事業者都合が大きいと考えており、必ずしもほかの事業者の参加が難しいわけではない。 |
| 再委託を行っているようだが、消費者庁の方で再委託について審査等をしているのか。 | 然り。 |
| 毎年やっているのであれば複数年契約も考えられるが、予算の関係で変更が難しいことから単年度単年度での契約という方針は変わらないということか。 | 然り。 |
| 4. 「トランポリンパーク等での事故」に係る啓発動画制作 | |
| 参考見積書を提出しながら、入札に参加しなかった事業者がいるが理由を把握しているか。 | 事業者都合と伺っている。それ以上の具体的なところは分からない。 |
| 今後、こういったケースは、特に、参加しな | |

| | |
|--|--|
| かった理由等回答していただけるよう努力してほしい。 | |
| 技術点と価格点の配分はどのように決めているのか。 | 財務大臣の包括協議が整っているものについては、業務の性質ごとに割合の上限が定められている。その中で担当課において内容に応じて配分を決定している。 |
| 総合評価の点数に必須のものはあるのか。 | 最低限満たされていない項目があり、満たさない場合は不合格となり、入札に参加できない。 |
| 成果物となる動画はどのように活用するのか。 | 関係省庁の協力のもと広く消費者に周知していきたいと考えている。 |
| 5. サイト差分チェックツール「cervn」のサービス利用 | |
| 随意契約であるが、この事業者しかできないのか。 | 当庁の求める仕様を満たすのは、現時点ではこの事業者しか見当たらない。 |
| 毎年契約しているのであれば、消費者庁用にカスタマイズをしたり、それが要因となり随意契約となっているわけではないのか。 | 改修要望は出すが、提供自体は顧客全員に向けられるので、当庁に特化しているわけではなく、そのために随意契約となっているわけではない。 |
| 想定した効果は得られているのか。 | 十分得られていると考えている。 |
| その他 | |
| <p>(事務局) 第 17 回の委員会の際に井手委員長よりコスト削減やデジタル推進の状況を鑑み「電子入札を推進してはどうか」というご意見を受け、会計担当で検討し令和 6 年 4 月 1 日以降に公告をする案件から、原則電子入札とし、紙入札でしか対応できない場合は入札前までに定めた様式に基づく理由書を提出していただくことにする。</p> | |
| <p>(井手委員長)</p> <p>承知した。実施にあたっては紙でしか応札できない事業者には十分配慮していただきたい。</p> | |